【様式４】

インターシップ（就業体験活動）に関する協定書

（以下「甲」という）と、四国中央市役所（以下「乙」という）は、甲が乙に派遣する学生（以下「研修生」という）の研修に関して、以下の通り合意する。

**（目的）**

第１条　このインターンシップは、甲の学生を研修生として乙に派遣し、就業体験を通じて乙の業務等につき、実践的に学習することを目的とする。

**（内容）**

1. 研修内容については、乙の業務に関するものとし、詳細は甲乙協議の上別途定める。

**（研修期間）**

第３条　研修生の研修期間は、原則１週間～２週間（原則８月）設けるものとし、その他必要な事項については、甲、乙にて協議の上別途定める。

**（研修時間等）**

第４条　研修生の派遣中の研修時間、服務等については、原則として乙の定める規定を準用する。

**（報酬・手当等）**

1. 乙は、研修生に対する報奨金、出張に係わる旅費並びに研修生の居住地から研修先までの

交通費等は原則として支給しない。

**（研修に専念する義務）**

第６条　研修生は、乙の職員の指示に従い研修時間中は研修に専念しなければならない。

**（信用失墜行為の禁止）**

1. 研修生は、乙の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

**（守秘義務）**

第８条　研修生は、研修期間中において知り得た乙及び乙と関係する相手方の業務上の秘密事項

について守秘義務を負うものとする。また、甲は研修生に対し守秘義務に関する指導を行なうこ

ととする。

２　研修生は、前項に基づく報告又は論文を書いてはならない。

３　研修生は、乙の書類等を引用して実習成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ乙の承認を得るものとする。

**（研修中における自己責任等）**

1. 甲及び研修生は、研修期間中の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。ただし、問題が発生した場合は、甲乙協議の上誠意をもって解決にあたる。

２　乙は、研修生受入先での安全確保にあたることとし、研修中における事故に関しては、甲及び研修生は自らの責任において対応しなければならない。

３　研修生が、故意又は過失により乙に損害を与えたときは、甲及び研修生は、乙に対しその損害を賠償しなければならない。

４　研修生が第三者に与えた損害等に関しては、乙は一切の責任を負わない。

５　研修生が第三者に与えた損害等により、乙が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、甲及び研修生は当該賠償により乙が被った賠償の補填をしなければならない。

**（研修生の提出書類）**

第10条研修生は、前４条の規定を遵守するため、乙に対して、要領に定める誓約書を事前に提出しなければならない。

**（研修生派遣の中止）**

第11条　乙は、研修生が研修中不適切な行為を行ったときは、研修を中止することができる。この場合、乙は甲にその旨通知するものとする。

**（協定書の有効期間）**

第12条　本協定書の有効期間は、締結日より1年間とする。ただし、甲乙双方異議なき場合は、さらに1年間延長することができ、その後においても同様とする。

**（その他）**

第13条本締結書に疑義が生じたとき、または変更が生じた場合は、甲乙協議の上改訂する。

この締結書の証として本書２通を作成し、甲乙それぞれ１通を所有するものとする。

　　　　　　年　　　月　　　日

（甲）

（乙）愛媛県四国中央市三島宮川４丁目６番５５号

四国中央市長